

生駒市創業者フォローアップ事業運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

生駒市創業者フォローアップ事業運営業務

(2) 業務の目的

本業務の目的は、新規事業立ち上げ期の経営者が直面しやすい資金調達の不安定さ、売上拡大の困難さ、人材確保の課題、複雑な経営知識の不足、さらには孤独感や精神的負荷といった多岐にわたる悩みや課題に対し、その現状と成長段階に応じた最適な支援を包括的に提供することである。これにより、事業の継続性を高め、経営者が描くビジョン実現と地域社会の発展に貢献する持続的な成長を支援するものである。

(3) 業務内容

別紙「生駒市創業者フォローアップ事業運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

2 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

① 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者4者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が4者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和7年8月21日（木）予定

②第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を対面又はオンラインにより実施し、評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

(1) 実施日：令和7年8月25日（月）予定

※実施時間、場所等については別途通知する。

(2) 出席者：3名以内とする

(3) 説明等

ア 対面又はオンラインでプレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

ウ プレゼンテーション終了後、15分以内でヒアリング時間を設ける。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

オ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

③審査結果の通知・公表

・第1次審査

審査結果を電子メールで通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知します。

・第2次審査

審査結果を電子メールで通知するとともに、結果の概要等について応募者が特定されない方法により生駒市ホームページで公表する。

3 業務に要する費用（契約上限額）

4,103,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（契約上限額）を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 公示日から受託候補者特定の日まで、本市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（７） 生駒市政治倫理条例（平成２０年６月条例第２５号）第１６条に規定する法人等でないこと。

（８） 公示日から過去５年間に於いて、国や地方公共団体、公共的団体、民間事業者から創業者に対する伴走支援、ワークショップ等の業務の受託実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

５ 質問の受付及び回答

（１） 提出期限：令和７年８月１日（金）１７時００分まで（必着）

（２） 提出方法：別添の質問書（様式１）により、電子メールにて提出すること。

（電子メールアドレス）ikokei@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

（３） 回答日：令和７年８月５日（火）１７時００分

（４） 回答方法：市公式ホームページに掲載

６ 企画提案書等の作成及び提出

（１） 提出書類

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式２）

②実施体制各種調書及び企画提案書等

（本書については、元のファイルに加え、副本として提案者名が分からないようにマスキング処理等を施したファイルもあわせて提出すること。）

ア 会社概要（様式３）

- イ 業務実績調書（様式４）
- ウ 担当者名簿（様式５）
- エ 再委託調書（様式６） ※再委託する場合のみ
- オ 誓約書（様式７）
- カ 役員等一覧表（様式８）
- キ 業務スケジュール（任意様式）
- ク 事業設計書（様式９）
- ケ 企画提案書（任意様式）

※ページ数は、表紙・目次を除いて２０ページ以内としてください。

- コ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（契約上限額）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

※消費税及び地方消費税について明確に分かるよう記載すること。

- サ 法人について、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

- シ 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し

※企画提案書提出時前３カ月以内のものに限る。

※本市の令和７年物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、サ、シは不要。

（２）作成要領

別紙「企画提案書作成ガイド」を参照

（３）提出期限等

- ①提出期限：令和７年８月２０日（水）１２時００分まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課（市役所２階２７番）
- ③提出方法：PDF データで電子メールにより上記（１）提出書類を提出。到着確認のため、電子メール送信後に必ず下記連絡先まで電話で連絡すること。
（提出先メールアドレス）ikokei@city.ikoma.lg.jp
（連絡先）0743-74-1111（内線 2261）

７ 日程

公示	令和７年７月２５日（金）
質問受付締切	令和７年８月１日（金） １７時００分まで
質問回答	令和７年８月５日（火） １７時００分にＨＰで掲載

企画提案書等受付締切	令和7年8月20日(水) 12時00分まで
第1次審査	令和7年8月21日(木) (予定)
第2次審査	令和7年8月25日(月) (予定)
結果通知	令和7年8月27日(水) (予定)
契約締結	令和7年8月下旬 (予定)
業務開始	令和7年9月上旬 (予定)

8 配点

①事業者に関する項目	5点／100点
②見積書に関する項目	10点／100点
③企画提案書・ヒアリングに関する項目	85点／100点

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツ額が、「3.業務に要する費用（契約上限額）」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として

変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 担当：宮島・工藤

生駒市東新町 8－3 8 電話：0 7 4 3－7 4－1 1 1 1 内線 2 2 6 1

メールアドレス：ikokei@city.ikoma.lg.jp